

第19回議会改革検討会議要旨

平成29年6月2日（金）

午後1時30分 委員会室

（開議13：30）

1 あいさつ

委員長

2 議 題

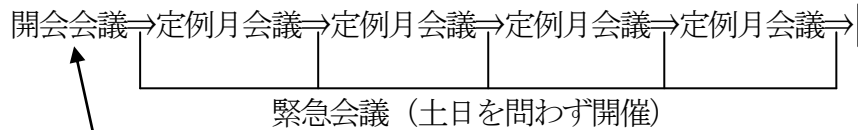
（1）基本条例の見直し（案）について

第2章 議員及び議員の活動原則

第5条 通年議会

・通年議会の説明

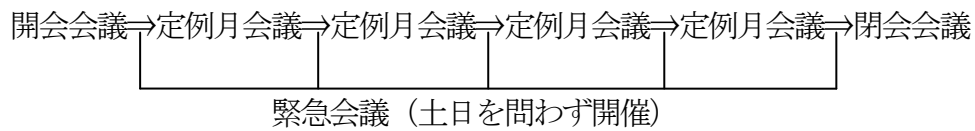
愛知県内で通年議会を取り入れている議会は、**豊明市のみ**。



※招集は市長からのこの1回のみ

※定例会会議は、3月、6月、9月、12月

近隣では、**四日市市**



（専決処分）	地方自治法	通年議会
長の専決処分（第179条）		⇒ 無くなる
議会委任による専決処分（第180条）		⇒ 残る

（請願）

提出期限を定め、定例会会議にて審議

（留意点）

会期が1年間と長いため、一事不再議（会議規則第15条）の考え方を整理する必要あり

※四日市市は「同一会期中」を「同一議会期間中」と規定し、1回の定例会会議の期間としている。

（通年議会を取り止めた長崎県議会の理由）

会派間の争いの中で、議論もなく廃止されたもの。参考にはならない。

- ・通年議会は、専決承認がなくなるのではなく、委員会活動の活性化や必要時に必要な対応ができるという位置づけでとらえるべきでは。
- ・請願、陳情の取り扱いは、決め事を定める必要がある。
- ・先進議会では、議会運営委員会の開催が増えているのか。
- ・議事録のあり方、事務局の業務増への対応も考えるべき。
- ・実施にあたり、市の財政状況の裏を取るべき。
- ・定期月会議や緊急会議とした場合は、新城市なりの新たな規則が必要では。
- ・執行部側や事務局職員の増など、正式な立場で意見を交わし、すり合わせてからでないと意見として出せない。
- ・議会改革を推進する中で、事務局には経験を有する人材が必要。例えば、再任用職員も。

第3章 自由討議の保障

第6条 議会の自由討議

意見なし

第7条 全員協議会

意見なし

第4章 市民と議会との関係

第8条 議会の情報公開と説明責任

- ・第3項の「配信」を「公開」に改める。

第9条 請願又は陳情

意見なし

第10条 広報広聴活動の充実

意見なし

第11条 市民との連携

- ・第10条との違いは何か。同じではないか。第4章の頭に持っていくべくでは。

第12条 議会報告会

- ・第1項の「毎年」を削る。

第13条 市民集会

- ・第1項の「毎年」を削る。
- ・自治基本条例第15条の「市民まちづくり集会」は、議会でも開催できるが、同じであればこの条文は不要では。違うのであれば、どう結びつけるのか。
- ・議会報告会でやることもできるし、市民まちづくり集会に議会からテーマを出すこともできるのでは。
- ・主権者教育として必要。議会独自で開催する必要がある。
- ・条文はそのままでもよいが、まったく独立にするのか、他に替えるものがあればそれも可能では。

第14条 議会モニターを設置

- ・第2項の市民モニターの公募では意見が偏る。無作為抽出や議会推薦などに広げるか、別に定めるべき。
- ・無作為抽出しても受けてくれるかわからない。
- ・第3項の「速やかに」はその都度と同じ、時期を定めた方がよいのでは。
- ・モニターは議会運営に不可欠。
- ・芽室町では、会議運営への提言、議会だより・ホームページへの提案、議長諮問の低減などのために取り入れている。
- ・モニターが何をするのか決める必要がある。何をどう見てもらうかを明確に。
- ・今でも議会報告会などの市民意見がさばき切れていないのに、対応できるのか。
⇒ 結果：滝沢市の第1項を採用し、第2項以降を削る。

第5章 議会と市長等執行機関との関係

第15条 議員と市長等執行機関の関係

意見なし

第16条 議会審議における論点の形成

- ・第2項を新たに追加しているが、第1項と重複している。第1項と第2項を合わせてもよいのでは。
⇒ 第2項を整理し、執行後の政策評価を議会が行う表現にする。

第17条 議決事件の拡大

意見なし

第6章

第18条 委員会の活動

- ・第2項の「に対し、」を削る。

第19条 市民懇談会

- ・第1項の「市民の要望による開催を含め、」及び「毎年」を削る。

第20条 政策会議

- ・第1項の「毎年」を削る。文末を「設置することができる。」に改める。
- ・第2項の「市民との合意形成が得られた」とは何をもって判断するのか。
- ・第2項は不要では。第1項と第2項を合わせるべきでは。
- ・第18条委員会活動では対応できないときに政策会議を開くのか。すみ分けが分からない。
⇒ 第2項は削る

第21条 政策サイクル

- ・任期4年の委員会計画に基づく年次計画を明確にすることで、委員会活動を充実させたい。
- ・第1項の任期は2年にすべきでは。任期4年で2年毎に見直すべきでは。任期4年の1年目でいきなり計画は作れないのではないのか。前任期の議会白書や申し送り事項により、1年目でも計画作成は可能ではないのか。
- ・委員会計画を作るのであれば、議会としての活動計画書が必要と考え、第2条の2を提案させてもらったが、先の検討では削除とされている。
- ・継続性を担保すべき。
- ・腹に落ちない。議会白書（自己評価書）の必要性を含めて検討が必要。条文を練り直すべき。
⇒ 結論出ず、要検討。

第22条 予算・決算の有機的連携

- ・「予算・決算委員会」の中点を削る。
- ・第1項の「十分な時間」を削る。
- ・常任委員会との位置づけがされていない。
- ・予算の審査は、議員間の自由討議ではなじまない。審査する前に執行部を呼ばないとできない。イメージとしては、議案の配布から質疑通告までの間に、委員会で論点を揉む。事前審査は自治法上に規定されていない。現在の予算決算委員会を各委員会に分かれて開催することになるのか。会期が長くなるのではないのか。
- ・行政施策評価書や第21条の議会白書を別に定めることが必要か。全体的に別表に定めるものが多いのではないのか。
- ・第1項、第2項ではイメージできない。行政施策評価書をどのように定め、活かしていくのか。仕組みとしては難しい。
⇒ 結論出ず。要検討

第23条 行政視察

- ・第4項第5項以外の各号の文末「の明確化」は不要。第2号の「新城市」を「市」に改める。
- ・第4項第5項の「行政視察報告会」は、報告書の内容や報告会の開催方法などを別に定める必要はないのか。今後、議場だけでなく外に出かけこともある。
- ・報告ばかりで、議員活動ができなくなるのでは。結果として事務局に丸投げはよくない。
- ・目的と政策への反映の仕方を別に定めればすっきりするのでは。

(2) その他

- ① 会議要旨の確認 第18回の確認を今週中に報告

次回開催 6月5日（月）午後2時～